

改正箇所を黄色マーカーにしています。

## 建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続について

### 1. 目的

山口市が発注する建設工事に対し、入札に参加した者が積算内容に疑義申立てを行う場合の手続を定め、競争入札に関する透明性及び公平性を確保することを目的とします。

### 2. 申立ての対象となるもの

建設工事に係る競争入札のうち、設計金額が250万円を超えるもので、金額入り工事積算内訳書を確認しなければ判明しない積算上の疑義を対象とします。（入札不調等、落札候補者が決定しなかった場合を除く。）

#### 申立ての対象外のもの

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (6) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (7) その他当該入札に関係ないもの

### 3. 疑義申立てを行うことができる者

当該工事の入札に参加した者としませんが、無効の入札をした入札者及び失格者については、疑義申立てはできません。

## 4. 疑義申立て手続の流れ

### 【落札決定の保留】

疑義申立てにより落札者が変更になる場合があるため、開札後、直ちに落札決定はせず、積算疑義申立て期間中は落札決定を保留します。入札結果については、入札結果（様式第1号）により公表します。

※ 積算疑義申立て対象入札であっても、開札の結果、全者が同額の場合や1者のみ入札の場合で、かつ、その入札額が最低制限価格又は**判断基準額（判断基準額がない入札にあつては調査基準価格）**以上の場合は、積算疑義申立て期間を設ける必要がないと判断されるため、落札決定を保留せず、直ちに落札者を決定します。

※ 電子入札や郵便入札の場合、開札時にくじを行い、落札候補者の工事費内訳書の審査をしますが、くじ結果の公表は、積算疑義申立て期間後となります。

※ 落札候補者が2者以上ある場合で、会場入札のときは、その場でくじ引きを行います。ただし、入札執行者の判断により、後日にくじ引きを行う場合があります。

※ 低入札価格調査対象案件については、疑義申立て期間終了後、低入札価格調査を行います。

### 【工事積算内訳書の閲覧】

工事積算内訳書は**入札情報公開システム**で閲覧するものとし、公表レベルは土木系工事では工事工種体系の「レベル3」までのもの、営繕系工事では「科目及び中科目」までのものとします。（従来どおり）

また、土木系工事に限り、契約締結後、「レベル6」までの工事積算内訳書を**山口市公式ウェブサイト**に公表します。

### 【積算疑義申立て方法】

積算疑義がある場合は、開札日（会場入札の場合は、入札日）から起算して3日目の**午後3時**までに工事発注課長へ積算疑義申立て書（様式第2号）を**持参又は電子メールにより提出してください（電子メールの場合は事前に電話連絡をしてください。）**。

なお、疑義内容については具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※積算疑義申立て期間終了後の疑義申立てについては受付を行いません。

## 【積算内容申立て期間終了後の対応】

### ◆積算疑義の申立てがなかったとき

落札者を決定し、入札事務を続行します。**入札情報公開システム**を利用して入札経過表を公表します。

低入札価格調査制度対象工事の場合は調査を開始します。

### ◆積算疑義の申立てがあったとき

工事発注課長は積算疑義申立て期間の末日から起算して3日以内に積算疑義申立て事項確認等の結果（様式第3号）を、**入札情報公開システム**を利用して公表します。

#### ⇒積算内容に誤りがなかったとき

落札候補者又は落札者を決定し、入札事務を続行します。**入札情報公開システム**で入札経過表を公表します。（低入札価格調査制度対象工事の場合は調査を開始します。）

#### ⇒積算内容に誤りがあったとき

設計金額並びに最低制限価格又は調査基準価格、判断基準額及び数値的判断基準を修正し、落札候補者の変更又は落札者の決定等の入札事務を続行します。また、既に公表済みの入札結果及び工事積算内訳書は、速やかに修正し、**入札情報公開システム**を利用して再度公表します。（低入札価格調査制度対象工事の場合は調査を開始します。）

この場合、原則として落札金額で契約し、後日発注者と受注者で協議の上、必要であれば変更契約を行います。

#### ⇒積算内容に誤りがあり、入札の適正な執行及び当該工事の施工に当たり著しい支障が生じると認められるとき

入札を中止します。入札を中止すること及びその理由を記載した積算疑義申立て事項確認等の結果を、**入札情報公開システム**を利用して公表します。

## 5. 適用時期

令和8年4月1日以後に入札公告を行った入札から適用します。

## 積算疑義申立て手続の流れ（令和3年4月23日改正）

「山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱（試行）要領」に基づき、落札保留期間の手続を次のとおりとします。

